

第2次長野県特別支援教育推進計画概要

基本方向：すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育

I 特別支援教育における 小・中学校における	1 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる学級づくり	(1)多様な児童生徒が力を発揮できるための通常の学級の充実 (2)特別支援教育支援員の効果的活用支援 (3)発達障がいに対する支援の充実 (4)交流及び共同学習の推進
	2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備	(1)LD等通級指導教室の拡充 (2)特別支援学級の充実 (3)校内教育支援委員会の機能向上 (4)入院児童生徒等への教育保障体制の充実
	3 学校全体がチームで支援していくための体制づくり	(1)特別支援教育に関する「学校解決力」を高めるための体制づくり (2)学校と地域の関係機関との連携の促進
II 特別支援教育における 高等学校における	1 特別支援教育に係る専門性の向上	(1)すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上 (2)特別支援教育に関する「学校解決力」の向上
	2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備	(1)中学校から高等学校に進学する支援を必要とする生徒の情報と支援の確実な引継ぎ (2)高等学校における「通級による指導」の着実な展開 (3)高等学校と特別支援学校分教室との互いの専門性を活用した教育活動の充実
	3 卒業後を見据えた進路先や外部機関との連携の強化	(1)卒業後の自立に向けた、在学中からの地域の相談・支援機関との連携
III 特別支援学校における 教育の充実	1 中長期ビジョンに基づく特別支援学校の整備	(1)これからの特別支援学校のあり方検討 (2)県のファシリティマネジメント基本計画に基づく、特別支援学校の中長期修繕・改修計画の策定
	2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備	(1)自立活動等のさらなる充実と担当教員の拡充・専門性の向上 (2)外部人材（療法士等の専門職や看護師等）の配置・活用
	3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育の充実	(1)生徒が希望する進路を実現できる支援の充実 (2)地域と連携した、キャリア教育の充実 (3)高等部における教育活動の充実 (4)生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実
	4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能	(1)小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるための機能の構築 (2)早期支援の充実（視覚障がい・聴覚障がいを中心に）
IV 地域連携・教育支援の 充実	1 ライフステージに応じた支援の充実	(1)早期アセスメントを保育や教育に生かし、集団の中での育ちにつなげる取組 (2)乳幼児期の特別支援教育等に関する相談・情報提供 (3)医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化 (4)ライフステージ間の切れ目ない支援の強化
	2 就学相談・教育支援の機能強化支援	(1)教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組 (2)学びのフォローアップ（柔軟な学びの場の見直し）の促進
	3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進	(1)地域とのつながりの中で互いを知り、「共に育つ」機会の促進 (2)生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

第3次長野県特別支援教育推進計画の基本方向について

- 第2次長野県特別支援教育推進計画では、障がいのある子が、自立と社会参加に向けできる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすこととともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者をつながる力」「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育むことを目指し、計画の**基本方向**を「**すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し共に学び合うインクルーシブな教育**」とした。
- このことは引き続き目指すべき重要な方向性であり、以下の視点も加えて、第3次の当該計画においても目指すべき基本方向として継続していく。

主体的・探究的な学びの追究

- 今、子どもたちを取りまく社会環境は急速に変化しており、予測困難な時代となっている。このような時代にあっては、子どもたち一人一人が自ら必要感をもって学ぶことを通して、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め再構成するなどして新たな価値につなげていくなど、自ら考え、判断して行動・表現する力を育むことが必要となっている。
- これまでも特別支援教育はこうした視点を大切に実践されてきたが、引き続き、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点を大切に、子どもたちが主体的・探究的に学ぶことができる教育を追究していく必要がある。
- さらに、こうした学びを実現できる学習空間の整備を進めていく必要がある。

個別最適な学びを保障し、多様性を包み込む教育を推進

- 発達障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもの増加、家族への支援が必要な家庭の増加など、子どもたちの困難さの実態や環境的背景はますます多様化している。こうした実態を踏まえ、学校にはこれまで以上に、多様な専門性や支援機能を発揮することや、外部の様々な人材や資源を活用することが求められている。
- また、多様な特性を有する子どもたちがその子なりの力を最大限に発揮できるよう、ICT等急速に進化しているツール等を効果的に活用して、一人一人に応じて最適化された学びを提供し、多様性を包み込む教育を実現していくことが求められている。

社会とつながり生涯につながる学びの創造

- 子どもたちが、今と将来にわたって社会の中で人々と共に生きていくために、社会との連携及び協働により、より多くの人々とつながり、卒業後の生活の中で活かせる教育活動の更なる充実を図っていくこと、同時に、社会全体の「障がいの社会モデル」の受け止めが広がっていくことの重要性がますます高まっている。
- こうしたことを一つ一つ実現していくことにより、「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」を実現し、すべての子どもたちにとっても社会にとっても「well-being」につながる教育を具現化していくことにつながると考える。

特別支援教育をめぐる最近の動向 等 (H30～)

1 特別支援学校の環境整備

- 「長野県特別支援学校整備基本方針」の策定 (R3.3) p1 参照
学校の老朽化・狭隘化や、個のニーズに応じた学習の充実が求められる中、本県のこれからの学びの充実とこれを支える環境整備の基本的な考え方をまとめたもの
- 国の「特別支援学校設置基準」(文科省令)の制定 (R3.9) p3 参照
全国的に特別支援学校の教室不足等が課題となる中、特別支援学校を設置する際の最低基準を定めるもの(*本県:県立18校中9校で、校舎面積が最低基準に満たない状況)
- 「若槻養護学校整備基本方針」、「松本養護学校整備基本方針」の策定 (R4.3) p5 参照
特に老朽化が著しい2校の改築等に係る基本方針(現在、両校の整備にあたり学習空間の有効活用や環境に配慮する「ZEB・デザイン基本計画」策定に向け取組中)
- 「長野県スクールデザイン2020」の策定 (R2.8) p13 参照
学校を構成する空間(学習・生活・執務・共創)機能を高め、インクルーシブデザインの視点や地域との共生等も大切に、ハード・ソフト両方の改革を行う県立学校建替時に活用するもの

2 適切な学びの場関係

- 高等学校における通級による指導・・・学校教育法施行規則の改正(H28)等で制度化(H30.4～)
本県では、H30年度に2校(箕輪進修・東御清翔)、R2年度に1校(松本筑摩)設置
- 「適切な学びの場ガイドライン」の作成(R2年度)
小中学校の適切な学びの場を検討するための具体的な手順や、学びの場の見直しのポイントを事例を含め解説したもの。令和2年度に公立小・中・特別支援学校の全教員に配布。
- 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」文科省通知(R4.4) p15 参照
文部科学省が令和3年度に一部自治体を対象に実施した調査を踏まえ、特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について等の考え方をより明確化した上で周知することを目的とした通知

3 コロナ禍における新たな学びのスタイル

- 「新型コロナウイルス感染症対策に関わる県立学校運営ガイドライン」の策定(当初R2.11)
コロナ禍における学校運営(感染症対策、学校行事の実施方法、工夫した学びの保障等)について整理したガイドライン。(文科省の衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」も参照)
特別支援学校では、基礎疾患等で重症化リスクがある児童生徒がいるため、学校ごとに警戒レベル等に応じた対策を実施。

4 ICT教育の推進

- 長野県ICT教育推進センター(インクルーシブ部門)の設置(R3.4～) p27 参照
国のGIGAスクール構想等を踏まえ、有識者の助言を受けながら、児童生徒には1人1台のタブレット・各教室に電子黒板を配置し、個のニーズに応じたICT教育を推進。
令和4年度からは、特別支援学校にICT推進担当の専任教員を計23名配置。

5 多様な教育的ニーズ・専門性(医ケア・発達障がい等)

- 医療的ケア児支援法の施行(R3.9)と医療的ケア児等支援センターの設置 p29 参照
医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職防止等のため、学校では看護師等を配置し、家族の付き添いなく医療的ケア児を受け入れる態勢を整えることとされる。また、各都道府県に設置する「医療的ケア児支援センター」では、相談・情報提供・助言等の支援を実施。

- 本県独自の発達障がい診療人材育成事業の実施（H30～） p33 参照
全県で格差なく発達障がいの診療を受けられるよう、信州大学に委託して発達障がい専門医・診療医を養成

- 長野県障がい者芸術文化活動支援センターの設置（R4.6） p37 参照
障がい者の多様な芸術文化活動を通じた交流等を支援し、自立と社会参加を推進することを目的に県社会福祉事業団に委託して設置。（相談窓口設置・支援人材育成・ネットワーク構築・発表機会創出等）

6 就労支援

- 「長野県特別支援学校技能検定」の実施（H30～拡充）
特別支援学校の生徒の働く力を高めるため、外部講師を企業から招き指導を受けるとともに、清掃部門（H29～）・喫茶サービス部門（H30～）・食品加工部門（R1～）の検定を実施
- 障がい者の法定雇用率の引き上げ（R3.3）
平成30年から精神障がい者も対象に加えられる。また民間企業の法定雇用率は、直近では令和3年3月から2.3%に引上げ（従来2.2%）

7 共生社会に関する県条例

- 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の施行（R4.4） p39 参照
障がいの有無で分け隔てられず、人格と個性を尊重し合い、社会活動に参加する機会が確保され、共に支え合い・活かしあう社会の実現を目指す。学校教育では、児童生徒の発達段階・特性・本人の意思に応じて、学びの場や進路選択が適切に行え、十分な教育が受けられるよう施策を講じる。
また、交流及び共同学習を促進する。

8 教員の働き方改革

- 「学校における働き方改革推進のための方策」策定（R3.2） p41 参照
H29「学校における働き方改革推進のための基本方針」を踏まえ働き方改革実現のための具体的な方策をまとめる（①学校業務の協業化・分業化・外部化・システム化、②家庭・地域・関係機関・企業等との連携・協働、③ワークエンゲイジメントとワークライフバランスの実現）

9 その他

- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（R3.1 中央教育審議会） p43 参照
「Society5.0時代」、「予測困難な事態」を踏まえ、特別支援教育に関しては、特別支援教育への理解・認識の高まり等で状況が変化、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進することが必要とする。
- 文部科学省「障害者活躍推進プラン」（H31.4） p49 参照
障がい者の活躍の場を拡大するため、学校教育・生涯学習・文化芸術等の分野で重点的に進める6つの政策プラン（例：通級指導のガイド作成、家庭・教育・福祉の連携、大学・企業等連携した学びの場の充実）
- 「障害者差別解消法」の改正（R3.5 制定） p51 参照
合理的配慮の提供を民間事業者にも義務付けるもの
- 「バリアフリー法」の改正（R3.4 施行） p53 参照
バリアフリー基準適合義務の対象に、公立小中学校を追加。（2,000㎡以上の特定建築物の新築等）
- 第3回 これからの長野県教育を考える有識者懇談会（R4.7.4開催）資料 p55 参照
次期長野県教育振興基本計画の基本理念・計画構成

I 小・中学校における特別支援教育の充実

1 現状

- 発達障がい等の診断等のある児童生徒数

H30 小・中 4.85% 高校 2.71% ⇒ R3 小・中 6.12% 高校 3.74%

- 特別支援学級とLD等通級指導教室の設置数・在籍率（カッコ内：在籍率）

学級 H30 小 931 学級 (4.3%) 中 467 学級 (4.4%) ⇒ R3 小 1000 学級 (5.3%) 中 544 学級 (5.7%)
通級 H30 小 40 学級 (0.56%) 中 10 学級 (0.15%) ⇒ R3 小 62 学級 (0.76%) 中 21 学級 (0.62%)

- 個別の指導計画の策定状況

H30 小 65.4% 中 52.5% ⇒ R2 小 77.8% 中 63.1%

- 副次的な学籍に取り組む市町村

H30 41 市町村 ⇒ R3 61 市町村

参考：資料（7/25 更新版）

I-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7

2 課題

- 発達障がい等の診断がある児童生徒等の増により、通常の学級を含め特別支援教育の必要性が高まる
- すべての教員に特別支援教育に係る支援力が必要となり、小・中学校と特別支援学校との人事交流・専門的な研修（発達障がいや医療的ケア等）等を実施 ⇒ 十分とはいえない状況
- 特別支援学級（自閉症・情緒障害特別支援学級）やLD等通級指導教室を増設 ⇒ 全国と比べ通級指導教室の在籍率が低く、特別支援学級の在籍率が高い。バランスのとれた適切な学びの場の整備が必要
- 特別支援教育コーディネーターへの期待が高まり負担が増加 ⇒ 専門性への支援と負担軽減が必要
- 特別支援学校の専門性サポートチームによる支援が進展 ⇒ 高度化・多様化するニーズへの更なる対応が必要

3 連携協議会委員からの主なご意見

- 発達障がい等支援が必要な児童生徒が増加する中、すべての学級で特別支援教育に係る支援力向上が必要
- 適切なアセスメントによる早期発見・早期支援ができる仕組みづくりが必要
- 個のニーズへ適切に支援するため、連続性のある学びの場の整備と適切な就学判断が必要
- 特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の充実・負担への配慮が必要

4 今後の主な取組・骨子(案)

- (1) 多様性を包み込み、すべての児童生徒が安心して学べる学級

通常の学級における個々の特性に応じた多様な学びの保障、教師の専門性向上への支援強化

(例) 認知特性のアセスメントと特性に応じた支援の研究、通級指導教室と通常の学級との連携モデル、大学や医療・福祉分野等と連携した発達障がいのある児童生徒への支援、ICTの個別最適な活用の普及

- (2) 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備

教育環境の基盤整備、適切な学びの場の適切な判断・決定の仕組み、教員の多様なニーズへの対応

(例) 学びの場のニーズ把握、通級による指導の基礎定数化以降を見据えた特別支援学級・通級指導教室の運用の研究、小中高の特別支援教育C o等を支援するリーダー、人事交流やOJT研修での人材育成

- (3) 学校全体がチームで支援していくための体制づくり

学校解決力を高める工夫（共通理解・体制づくり・多様な関係者との協働）、不登校等多様なニーズへ対応

(例) 「適切な学びの場ガイドライン」を踏まえた校内検討の徹底、特別支援教育コーディネーターの専門性向上・負担軽減、特別支援教育支援員の校内体制による効果的な活用（リーフレット活用等）、医療的ケア児等支援センター等と連携できる仕組みの構築

Ⅱ 高等学校における特別支援教育の充実

1 現状

- 高校で発達障がいの診断等のある生徒 H30 2.71 % ⇒ R3 3.74 %
- 中学校特別支援学級卒業者の高校進学 H30 72.9 % ⇒ R3 75.0 %
- 通級指導教室の設置状況 H30 2校(8人) ⇒ R4 3校(25人)
- 個別の指導計画の策定状況 H30 44.9 % ⇒ R2 44.9 %

参考：
資料(7/25更新版)
I-5, 6, II-1

2 課題

- 中学校特別支援学級の卒業生の約3/4が高校に進学。通級指導教室の利用者が限られ、「個別の指導計画」作成率が5割に届かない状況 ⇒ 個のニーズに応じたきめ細かな支援が必要
- 全ての県立学校に発達障がいの診断等がある生徒が在籍。教員の理解や支援力向上が必要であり、高校と特別支援学校との人事交流・専門的な研修等を実施 ⇒ 十分とはいえない状況
- 特別支援教育コーディネーターへの期待が高まり負担が増加 ⇒ 専門性への支援と負担軽減が必要
- 特別支援学校「専門性サポートチーム」の支援が進展 ⇒ 高度化・多様化するニーズへの更なる対応が必要

3 連携協議会委員からの主なご意見

- 特別支援学校のセンター的機能(巡回)も活用して個別の指導計画作成など、実践的な研修が必要
- 中学校までの支援の成果等を高校に確実につなぎ、校内で共有することが必要
- 通級による指導について、どの学校でも望めば指導を受けられるとよい
- 卒業後を見据え、行政も含めた外部との連携した支援が継続するよう情報の引継ぎ等が大切

4 今後の主な取組・骨子(案)

(1) 特別支援教育に係る支援力の向上

実態・ニーズの把握、すべての教員の理解と支援力の向上、校内と地域の支援体制強化

- (例) 生徒の実態や必要となる支援・専門性の洗い出し、特別支援学校との交流人事で中核的人材の養成、中核人材の拠点校配置、特別支援学校のセンター的機能の強化、個別の指導計画の作成支援体制、「地区別特別支援教育協議会」の機能強化

(2) 多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備

通級指導教室の充実、高校にある特別支援学校分教室との連携、中学校との情報共有・連携強化

- (例) 認知特性のアセスメントと特性に応じた支援の研究、通級指導教室の未設置地域への設置、分教室のセンター的機能、「プレ支援シート」活用マニュアル、「合理的配慮」実施マニュアル、医療的ケアを含む多様な障がいのある生徒の受入体制のあり方検討、ICTの個別最適な活用の普及

(3) 卒業後を見据えた進路先や外部機関との連携の強化

特別支援学校の就労支援との連携、市町村や圏域の教育・医療・福祉・労働等との連携強化

- (例) 就労コーディネーターによる支援、市町村担当者とのケース会議のモデル事例共有、地域の支援体制の見える化、外部人材のリスト化と活用

Ⅲ 特別支援学校における教育の充実

1 現状

- 県立特別支援学校の児童生徒数 H30 2,444人 ⇒ R3 2,501人
(*知的障がい児の児童生徒：微増 *視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱の児童生徒：ほぼ横ばい)
- 県立特別支援学校の教諭数 H30 1,467人 ⇒ R3 1,496人
(*自立活動担当教員 H30以降、毎年25人ずつ増員、R4：ICT推進担当等25人増員)
- 特別支援学校の不足教室数 R1 44教室 ⇒ R3 69教室
(*令和3年度の補正予算で、5校34教室の増設)
- 高等部生の進路 H30 就職 26.1%、福祉施設 68.0% ⇒ R3 就職 29.4%、福祉施設 66.7%

参考：
資料(7/25更新版)
Ⅲ-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8,
9, 10, 11

2 課題

- 特別支援学校の施設は、老朽化・狭隘化しているため、「改築等」(中長期的な対応)と「教室増設等」(応急的対応)で対応 ⇒ 個のニーズに応じた学びを実現するための学習環境の計画的整備が必要
- 医療的ケア・強度行動障がい等多様化する実態に対応するための多様かつ高度な専門性や支援機能が必要
⇒ 外部専門家の活用や学校間の連携を強化した支援が必要、ベテラン職員の専門性継承が必要
- 就労コーディネーター等による実習先の開拓や技能検定等を実施 ⇒ 企業等の理解醸成等による新たな就労先の開拓や、卒業後も継続した支援の体制づくりが必要
- 特別支援学校「専門性サポートチーム」の支援が進展 ⇒ 高度化・多様化するニーズへの更なる対応が必要

3 連携協議会委員からの主なご意見

- 老朽化や狭隘化する施設について、計画的に整備する必要がある
- 学校だけでなく、心理職やリハビリ職等の協力も得て支援をしていくとよい
- センターの機能により、特別支援学級等で「自立活動」の指導ができる専門性の高い教員の育成に期待
- 医療的ケア(人工呼吸器)について、更に保護者の付き添いなしでの対応ができるとよい

4 今後の主な取組・骨子(案)

(1) 特別支援学校の環境整備

特別支援学校整備基本方針等に基づいた施設整備、必要に応じた校地の確保、設備等の計画的な整備

(例) 個のニーズに応じた学び・「NSDプロジェクト」の推進、地域との交流を深める

「地域交流スペース」(仮称)設置、各校の建物の状況や児童生徒数の将来推計等に基づく計画的な整備

(2) 多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化

ICT活用等による個のニーズに応じた最適な支援、外部人材の活用、寄宿舎における支援充実

(例) 個別の指導計画への個に応じたICT活用の位置づけ、OT・PT・ST・心理士等の配置等検討、

寄宿舎の支援力向上の検討、教員が学び合う機会の創出、特別支援学校の人材育成の計画等の検討

働き方改革のため教育業務支援員や外部人材の効果的活用、臨時免許等の活用法の検討

高校との交流人事等による教科学習の充実(準ずる教育課程)

(3) 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・生涯学習の充実

新たな就労形態、企業等と連携した就労モデル、地域や大学と連携した余暇活動や地域での学び等の促進、

(例) スポーツ・芸術分野等の生涯学習支援体制等との連携、ICTを活用した在宅等での就労の開拓、

技能検定の充実(ICT技能等)

(4) インクルーシブな教育を支えるセンター的機能

小中高の多様なニーズへの支援強化

(例) 特別支援学校「地域連携室」の設置、小中高の特別支援教育C○等を支援するリーダーの養成、

学校間連携による専門性の地域化、専門性サポートチームの支援体制強化・支援内容の見える化

IV 地域連携・教育支援の充実

1 現状

- 学びの場の見直し実施状況 H30 123人 ⇒ R3 147人
(自閉症・情緒障害特別支援学級→通常の学級への変更事例)

参考：
資料（7/25 更新版）
IV-1, 2, 3, 4

2 課題

- 乳幼児健診等で発達障がい等の早期発見が進展 ⇒ 発達障がい等の診療・診断に時間を要するケース、二次障がい予防等が求められる。市町村単位・広域単位での保健・医療・福祉等との連携が更に必要
- ライフステージを通じた関係者連携による切れ目ない支援のため、「個別の教育支援計画」の必要性は高まっている ⇒ 関係者間での情報共有が十分でなく、また卒業後の引継ぎを更に丁寧に行う必要
- 通級指導教室の増設などにより学びの場の整備が徐々に進む ⇒ 市町村ごと特別支援学級や通級指導教室の運用（在籍率等）に相違があり、特別な教育課程編成の実態把握や就学判断プロセスの共有が必要
- 共生社会を実現するため、近隣地域・学校との交流や副次的な学籍を活用した交流を推進 ⇒ 共生社会づくりの実現を意識した交流先の多様化や、交流の内容・頻度の充実が必要。

3 連携協議会委員からの主なご意見

- 就学前・後も含め、関係者連携による支援充実のため「個別の教育支援計画」を役立つものとする必要
- 「学校解決力」から「地域解決力」へ、切れ目ない支援のため在学中にネットワークを構築する必要
- 地域の「特別支援教育連携協議会」が組織され、機能することが重要
- 多様性を包み込む社会を実現するため、「社会モデル」の浸透が不可欠、また合理的配慮等の促進が大切
- 子どもの自己肯定感を高めるためには、子ども同士のふれ合いが大切

4 今後の主な取組・骨子(案)

(1) ライフステージに応じた支援の充実

圏域ごとの重層的な連携支援システムの見える化、保健・医療・福祉・労働・教育等の更なる連携強化

(例) 地域の「特別支援教育連携協議会」機能を有する組織の明確化、情報等の共有方法・ケース会議のモデル・医療機関との接続フォーマット等の検討、「信州幼児教育支援センター」との連携強化

(2) 就学相談・教育支援の機能強化支援

市町村間で現状・課題の共有、就学判断や学びの場の見直しのあり方（最適化）検討

(例) 市町村間の情報共有・検討の場の設置、モデル事例の共有、市町村からの相談への体制強化
就学判断プロセスにおける発達障がい者専門医との連携・協力体制の明確化

(3) 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進

地域とのつながりの中で「互いを知り、共に育つ」機会の促進

(例) 校名検討を通じた共生社会の検討、「地域交流スペース」（仮称）の活用、副学籍の活用の拡大、地域資源の開拓・活用のためのコーディネート機能、分教室の機能強化（設置校との連携・地域との連携）、ユニバーサルツーリズムの推進、長野県障がい者芸術文化活動支援センターとの連携

(4) インクルーシブな教育を支えるセンター的機能

地域の連携組織・多様な相談支援関係者等との連携強化

(例) 地域連携室の設置、地域の「特別支援教育連携協議会」機能を有する組織への支援